

特定秘密保護法案を直ちに廃案にするよう 強く求めます

「特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）案」が、2013年11月7日から、衆議院で審議に入りました。安倍晋三首相は「安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要な情報を保護し、わが国と国民の安全確保に資することを目的としている」とし、「早期成立に向けて努める」と表明しました。しかし同法案は、「何が秘密か」すら秘密にするものであり、国民の「知る権利」を侵害するものだと、多くの国民から懸念の声が出ています。

同法案は、①防衛に関する事項、②外交に関する事項、③特定有害活動（スパイ活動）の防止に関する事項、④テロリズムの防止に関する事項の4分野に関し、「その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがある」情報を、「特定秘密として指定」して管理し、漏洩を防止としています。情報を取り扱う者が外部に漏らすことのみならず、その取得行為、さらにはその未遂や共謀、教唆または扇動が処罰の対象です。違反した国家公務員、警察官、契約会社の従業員、国民に対して最高10年以下の懲役を科すものとなっています。

どのようなものを「特定秘密」とするかについては、対象となる情報の範囲が明確ではありません。「行政機関の長」による恣意的な運用によって際限なく「特定秘密」が広がる恐れがあります。指定期間は原則5年ですが更新も可能で、30年を超える場合も内閣が承認すれば延長が可能です。いったん指定すれば、その期間が政府の判断で無期限に延長できるため、永久に公開されない危険性があります。安倍首相も7日の国会答弁で、秘密解除のルールについて「一定期間の後に一律に秘密指定を解除するのは困難」と述べています。

また、「適性評価」として、特定秘密を扱う行政機関の職員や警察職員、契約会社の職員などに対して、質問や資料の提出、公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとなります。国民の「プライバシー権」が侵害されることとなります。

法案には、国民の知る権利と報道や取材の自由に「十分配慮」との規定が盛り込まれました（第二十一条）。しかし「何が秘密か」分からない状態で情報の取得行為や共謀、教唆、扇動が罰せられるとすれば、あらゆる国民の「知る」行動が萎縮させられ、制限を受けてしまいます。

もし逮捕された場合も、裁判で「特定秘密」は開示されません。なぜ捕まったかも分からない状態でひとたび被告となったら、どのように自らを弁護すればよいのでしょうか。

法案のそもそもの狙いは、戦争を企画・指導する国家安全保障会議（日本版NSC）を作り、アメリカと共に戦争する日本にするために、アメリカの要請に応じて、アメリカと日本の軍事情報を秘匿しようとするものです。また、国民の戦争批判を弾圧しようとするものでもあります。国民は第2次世界大戦前も軍機保護法や治安維持法、国防保安法などによって目と耳と口がふさがれ、侵略戦争が推進された歴史を振り返るべきです。

国民主権のもとでは、国家（国会・内閣・裁判所）は、主権の所有者である国民に「秘密」を持つことができません（一時的にそれを持つとしても、必ず後に公開しなければなりません）。

行政の都合で情報を秘密に指定し罰則を科して国民を取り締まる同法案は、国民の「知る権利」や「報道・言論の自由」を奪い、「プライバシー権」を侵害し、基本的人権の尊重や国民主権を否定するものであり、憲法違反です。ただちに特定秘密保護法案を廃案にするよう強く求めます。

2013年11月12日
日本機関紙協会埼玉県本部
理事長 金子 勝